「建設リサイクル法に係る一斉パトロール」を実施しました。

伊賀市、名張市の建設リサイクル担当部局、伊賀地域防災総合事務所（環境室）、伊賀労働基準監督署及び伊賀建設事務所が合同で建設リサイクル法に係る一斉パトロールを行いました。

１．概要

建設現場における建設リサイクル法等の遵守を徹底するため、年２回、現場パトロールを実施しています。

今年度も令和８年１０月１３日（火）に、関係機関の職員が建設工事現場に立入り、以下の観点で状況確認・指導等を実施しました。

２．確認内容

【建設リサイクル担当部局】

建設業法、建設リサイクル法の遵守状況の確認

【環境部局】

建設リサイクル法、廃棄物処理法、三重県産業廃棄物条例、フロン排出抑制法、大気汚染防止法、家電リサイクル法の遵守状況の確認

【労働基準監督署】

労働安全衛生法、石綿障害予防規則の遵守状況の確認

３．合同パトロールの実施状況



現場標識の点検状況（伊賀市内）



現場での聞き取り状況（名張市内）

＜建設リサイクル法に係る一斉パトロールとは＞

建設現場における建設リサイクル法の遵守（適切な分別解体、再資源化の徹底等）を徹底するため、県及び市の建設リサイクル担当部局、県の環境部局、労働基準監督署の行政機関が行う現場立入り調査です。